

土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部改正案等に対する意見募集（パブリック・コメント）について

令和8年9月3日

水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）附則第7条において、同法の施行後5年を経過した場合に、法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえ、中央環境審議会において、令和6年9月から今後の土壌汚染対策の在り方について検討が行われています。

中央環境審議会での検討を踏まえ、土地の形質の変更の施行方法の基準及び搬入土壌の調査方法について、的確な土壌汚染対策に見直すべく、所要の改正を行うことを検討しています。

つきましては、本件について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

- ・ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要
- ・ 土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準の一部を改正する件（案）の概要
- ・ 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法の一部を改正する件（案）の概要

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- (2) 郵送による入手

郵送による入手を希望される方は、140 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、封筒表面に「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部改正案等に関する意見募集について関係資料希望」と明記し、期限までに十分な余裕を持って、以下の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室
パブリック・コメント担当 宛て

3. 意見募集期間

令和 8 年 9 月 3 日（木）から令和 8 年 10 月 2 日（金）まで 必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の「意見募集案件」の一覧から「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層

に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部改正案等に対する意見募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」ボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

- 〔１〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）
- 〔２〕連絡先（郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス）
- 〔３〕御意見の概要

御意見が100字を超える場合は、御意見の概要（100字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

- 〔４〕御意見及び理由

御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（２）郵送の場合

次の様式（A4用紙）により提出してください。

（意見提出様式）

〔件名〕「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件の一部改正案等に対する意見」（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

〔氏名〕（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

〔郵便番号・住所〕

〔電話番号〕

〔メールアドレス〕

〔御意見〕

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

＜宛先＞

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

パブリック・コメント担当 宛て

5. 注意事項

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。また、記入漏れ、本要領に則して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。

皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

以下に該当する場合など、頂いた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・御意見の内容が、「『土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件』、『土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件』及び『要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件』の一部改正案」と無関係な場合
- ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上